

第2期 西脇市子ども・子育て支援事業計画（案） 【概要版】

1 計画策定の背景・趣旨

国では、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27（2015）年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

西脇市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取組を進めてきました。

この度、「西脇市子ども・子育て支援事業計画」が令和元（2019）年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、西脇市地域福祉計画の子ども分野に係る個別計画と位置付けられ、市の今後の子育て・子育て施策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として位置付けられるものです。

さらに、上記法律等に基づく計画のほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した子どもの貧困対策に関する市の方針としての位置付けを含むものです。

なお、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、「西脇市総合計画（前期基本計画）」を始め、「西脇市地域福祉計画」等の上位・関連計画や「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」との整合性・連携を図りながら施策の総合的な展開を図ります。

3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

4 第2期計画に向けた課題

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりに関する視点での課題

本市の合計特殊出生率は、平成27（2015）年では、全国や県と比較すると高くなっているものの、出生数は年々減少傾向にあります。都市として持続性を確保するためにも、出生数の水準を向上させていくことが、本市の重要な課題となっています。

しかし、アンケート調査結果をみると、理想とする子どもの人数は「3人」の割合が高くなっていますが、現実の子どもの人数は「2人」の割合が高く、理想と現実ギャップがあることがうかがえます。理想とする子どもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」「仕事との両立に支障が生じる」「年齢的（肉体的）に困難」の割合が高くなっています。

また、子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無についてみると、若干ではありますが、「いない」保護者もみられ、現在必要としていること、重要だと思う支援については、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が4割と高くなっています。

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て家庭の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していくことが重要であり、特に、わかりやすく気軽に相談できる支援体制の充実や、子育てに関する情報発信を推進していくとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実していくことが重要です。

(2) 子どもの社会参加の促進に関する視点での課題

子どもの権利条約の1つの権利である「参加する権利」では、子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったり、活動することができ、そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があるとうたわれています。

アンケート調査結果をみると、子どもの子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境については、「地域」の割合が約5割となっており、年齢が上がるほど、地域との関わりが増えてくることがうかがえます。

子どもが地域や社会に出たときに、自分の意思を持ち、自分の意見を表明できるようにするためにも、子どもが地域の一員として主体的に社会活動に参加し、地域との関わりを持つことのできる機会や環境を整えていくことが必要です。

(3) 地域社会における子ども・子育て支援の充実に関する視点での課題

本市においては、年々、核家族世帯数は増加しており、この核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まっているケースが見受けられます。

アンケート結果をみると、子育ては孤独だと感じている保護者が1割程度あります。また、子育てに大きく影響すると思われる環境については、「家庭」「認定こども園」「小学校」に次いで「地域」の割合が高くなっており、子育てを地域で行っていくことの重要性がうかがえます。

さらに、アンケート調査結果から、住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じている保護者の割合が2割以上となっており、子どもの安全・安心の環境を整えていくことが求められています。

子どもや保護者の居場所を創出し、保護者同士や地域とのつながりを育むとともに、市民、事業者、行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていくことが重要です。

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくりに関する視点での課題

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

アンケート調査結果では、国と同様、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。

今後は、育児休業制度等の利用をさらに促進するとともに、待機児童対策等、教育・保育の量の確保を行い、希望する期間・制度が利用できる環境づくりをすすめることが必要です。

また、国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にしているとの指摘もあります。

アンケート調査結果において、市で実施してほしい子育て支援・施策として、「仕事と子育ての両立に対する支援」の割合が高くなっています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行っていくことが重要です。

また、家庭内においては、男女が互いを尊重し高めあいながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児の参画の促進を図っていくことが重要です。

(5) 子どもを守る仕組みづくりに関する視点での課題

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、本市においても家庭児童相談件数などが増加傾向にあります。

アンケート調査結果をみると、子育て中に「いらいらして子どもにあたってしまった」ことのある保護者が3～4割となっており、「つい感情的に子どもを叩いた」ことのある保護者も約2割となっています。

また、心と身体に深刻な被害をもたらすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、本市においても、いじめの認知件数の増加や不登校児童生徒の増加など、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが重要です。

また、全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達に支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。

本市においても、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。また、アンケート調査結果から、本市における「生活困難層」と思われる世帯が、小学校入学までの子どもの世帯で10.3%、小学生世帯で7.0%となっています。

今後は、これらの支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが重要です。

5 計画の基本理念

本市では、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支援し、全ての子どもが保護者や地域の人々とともに健やかに成長することができる社会の実現を目指してきました。

また、安心して子育てができ、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定しました。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、保護者、地域、まち全体が子育ての喜びを感じられる西脇市を目指します。

[基本理念]

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇
～育てる喜びを感じられるまちへ～

6 計画の体系

[基本理念]

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち
 子育ての喜びを感じられるまちへ
 西脇

[基本目標]

I 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

1 安心できる相談支援体制の充実

2 わかりやすい子育て情報の発信

3 母子保健及び健康づくりの充実

4 子どもの健やかな心身の育成

II 子どもの社会参加の促進

1 子どもの意見表明の機会確保

2 地域における社会活動の機会確保

III 地域社会における子ども・子育て支援の充実

1 子どもの居場所づくりの推進

2 子どもと親が学び、育ち合う環境づくり

3 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

4 子どもの安全と安心の確保

IV 仕事と子育てを両立できる環境づくり

1 仕事と子育てが両立できる就労環境の整備

2 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発

3 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実

V 子どもを守る仕組みづくり

1 児童虐待防止対策の推進

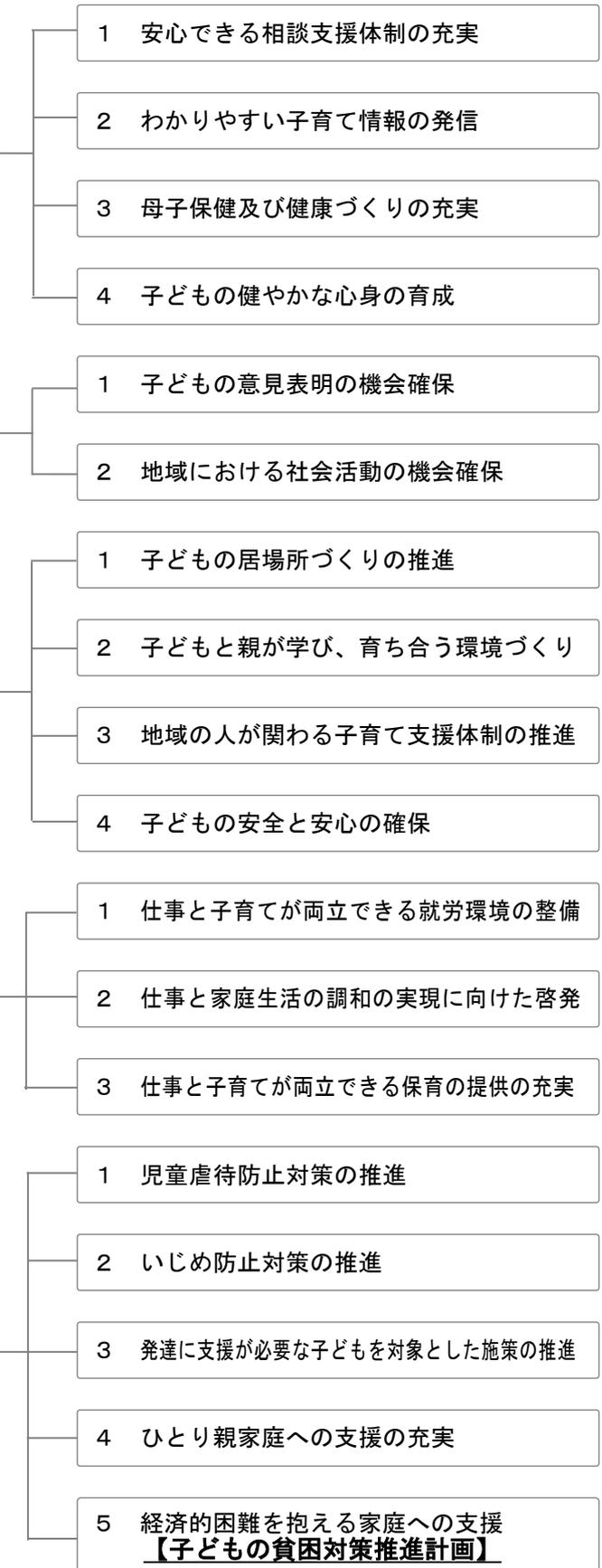
2 いじめ防止対策の推進

3 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進

4 ひとり親家庭への支援の充実

5 経済的困難を抱える家庭への支援
【子どもの貧困対策推進計画】

[基本施策]



7 施策の展開

基本目標Ⅰ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

【 方向性 】

- 子育て中の親の不安や孤立感が軽減され、子どもの成長に喜びを感じられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども自身が様々な悩みを気軽に相談できるよう、子どもにとっても安心して相談できる支援体制の充実に取り組みます。
- 子育てに関する情報をわかりやすく伝えるため、様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図るとともに、最新の情報を発信します。
- 安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、切れ目ない支援の充実を目指します。
- 子どもや保護者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を普及し、豊かな人間性をはぐくむことができるように支援します。
- 子どもが心身ともに健やかに育つよう、基本的な生活習慣などに関する指導や食育の推進を行います。

基本施策 1	安心できる相談支援体制の充実
基本施策 2	わかりやすい子育て情報の発信
基本施策 3	母子保健及び健康づくりの充実
基本施策 4	子どもの健やかな心身の育成

基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進

【 方向性 】

- 子どもの社会参加に向けて、自分の考えや意見を表明する機会を設けるとともに、施策への意見反映につながるような仕組みづくりを行います。
- まちに対する誇りや愛郷心を高めていくことができるよう、まちの様々な特色や魅力を知るための取組を進めるとともに、ボランティア活動などの子どもの主体的な社会活動への参加支援を行います。

基本施策 1	子どもの意見表明の機会確保
基本施策 2	地域における社会活動の機会確保

基本目標Ⅲ

地域社会における子ども・子育て支援の充実

【 方向性 】

- 子どもが健やかに成長し、いきいきと活躍できる場の確保とともに、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- 子育て中の保護者同士がつながり、学び合うことのできる場所や機会を提供し、個々の家庭の「子育て力」、地域の「子育て力」を高めていきます。
- 地域住民が子どもたちに関心を持ち、地域の中で声かけや見守りを行いながら、子ども会活動などの子どもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができる環境づくりに努めます。
- 子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、道路環境や公園遊具等の整備、施設のバリアフリー化等に取り組みます。
- 交通事故や犯罪、災害などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行うとともに地域における登下校時などの見守り体制を充実します。

基本施策 1	子どもの居場所づくりの推進
基本施策 2	子どもと親が学び、育ち合う環境づくり
基本施策 3	地域の人に関わる子育て支援体制の推進
基本施策 4	子どもの安全と安心の確保

基本目標Ⅳ

仕事と子育てを両立できる環境づくり

【 方向性 】

- 働く保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、育児休業制度や子の看護休暇制度の活用促進、労働時間短縮の啓発等、仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を促進します。
- 家庭生活との調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、それぞれの働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるとともに、男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう、広報や各種講座などでの啓発を行います。
- 働く保護者が、仕事と子育てを両立できるよう、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

基本施策 1	仕事と子育てが両立できる就労環境の整備
基本施策 2	仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発
基本施策 3	仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実

基本目標Ⅴ 子どもを守る仕組みづくり

【 方向性 】

- 子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、家庭児童相談員等の資質の向上を図るとともに、警察や医療機関などの関係機関が連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進めるとともに、保護者などにいじめの実態や指導方針などの情報を提供します。
- 関係機関等と密接に連携しながら、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努め、適切かつ効果的な支援につなげます。
- 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活基盤の安定等と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の重点施策である「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について、関係課・関係機関・地域等による連携協力によって総合的に施策を推進します。

基本施策 1	児童虐待防止対策の推進
基本施策 2	いじめ防止対策の推進
基本施策 3	発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進
基本施策 4	ひとり親家庭への支援の充実
基本施策 5	経済的困難を抱える家庭への支援 【子どもの貧困対策推進計画】

8 評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

基本目標Ⅰ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

指標名		単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
相談相手・場所がないと回答する保護者の割合	就学前	%	H30.10	3.0	↓	2.4
	小学生	%	H30.10	5.6	↓	4.3
ライフプラン面談率	妊娠・出産時	%	H30年度	100	→	100
	1歳児	%	H30年度	79.5	↑	90
子ども多文化共生サポーター派遣者数÷日本語指導が必要な児童生徒数		%	H30年度	100	→	100

基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進

指標名		単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小6	%	H30年度	83%	↑	88%
	中3	%	H30年度	65%	↑	70%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小6	%	H30年度	81%	↑	86%
	中3	%	H30年度	76%	↑	81%
「地域行事に参加した」児童生徒の割合	小6	%	H30年度	76%	↑	81%
	中3	%	H30年度	52%	↑	57%

基本目標Ⅲ 地域社会における子ども・子育て支援の充実

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の認知度	%	—	—	↑	40
こどもプラザ利用者数	人	H30年度	121,203	→	120,000
地域の子どもに関する治安の悪化を感じる市民の割合	%	H30.10	22.0	↓	19
西脇市ハーティネス・メンバーズの見守り隊人数	人	30年度	271人	↑	300人

基本目標Ⅳ 仕事と子育てを両立できる環境づくり

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値	
育児休業を取得したと回答する保護者の割合	母親	%	H30.10	36.9	↑	40
	父親	%	H30.10	2.2	↑	4
認定こども園待機児童数	人	H31.4	0	→	0	
放課後児童クラブ待機児童数	人	R1.5	0	→	0	

基本目標Ⅴ 子どもを守る仕組みづくり

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
対応した要支援家庭の割合	%	H30年度	100	→	100
いじめはいけないと思う児童生徒の割合	%	H30.10	93.8	↑	96.8
ひとり親家庭の親の正規雇用の割合	%	H30.8	41.7	↑	45
家計の状況について困っていると感じるひとり親家庭の割合	%	H30.8	13.9	↓	13

9 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の見込量と確保策

各認定区分に応じた量の見込みを次のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

【 令和2（2020）年度 】

単位：人

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		912		225	506
量の見込み（A）		181	721	22	359
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	264	691	64	327
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、幼稚園及び預かり保育等、企業主導型保育事業、認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		273	721	71	359
過不足（C）＝（B）－（A）		92	0	49	0

【 令和3（2021）年度 】

単位：人

		令和3年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		874		232	466
量の見込み（A）		164	701	23	330
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	219	671	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		228	701	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		64	0	48	11

【 令和4（2022）年度 】

単位：人

		令和4年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		798		221	459
量の見込み（A）		144	646	22	325
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	169	641	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		178	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		34	25	49	16

【 令和5（2023）年度 】

単位；人

		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		729		210	455
量の見込み（A）		125	597	20	322
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	119	641	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		128	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		3	74	51	19

【 令和6（2024）年度 】

単位；人

		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		698		201	432
量の見込み（A）		119	572	20	306
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	119	641	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		128	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		9	99	51	35

【 今後の方向性 】

令和元（2019）年度現在、本市には幼保連携型認定こども園が8園と市立幼稚園が1園あります。

平成26（2014）年8月に策定した「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」に基づき、西脇市の幼保一元化を進めています。少子化や就学前教育・保育の需要の多様化、保育所・幼稚園施設の老朽化などの課題に対応し、質の高い就学前教育・保育を保障することを目的としています。認定こども園は幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ施設です。地域における子育て支援機能も果たしています。市立幼稚園については、令和5（2023）年3月末に閉園する予定としています。

就学前教育・保育の充実を図るため、平成27（2015）年度から2年間をかけて「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」を策定しました。カリキュラムに基づき、また各園がそれぞれの特徴を生かした教育課程を編成し、一人ひとりの子どもを大切にしたい質の高い教育・保育を推進しています。

令和元（2019）年度から「西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会」を設置し、就学前教育推進事業を実施しています。この事業により、全ての園でカリキュラムに基づく就学前教育・保育が受けられるよう取組を進めています。

令和元（2019）年10月から3歳児から5歳児を主に就学前教育・保育の無償化が始まりました。これにより、保育需要が増加することが予想されます。しかし、子どもの人口は減少傾向にあります。需要と供給の調整を図りながら利用定員の弾力的運用を行うなど待機児童が発生しないよう取り組む必要があります。

10 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保策

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の就労等により、昼間適切な保護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	544人	560人	557人	546人	523人
1年生	169人	160人	168人	156人	140人
2年生	144人	149人	141人	148人	137人
3年生	176人	162人	167人	157人	166人
4年生	35人	57人	52人	54人	51人
5年生	14人	23人	21人	22人	21人
6年生	6人	9人	8人	9人	8人
確保策（B）	544人	560人	557人	546人	523人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

引き続き安心・安全な保育環境を確保できるよう整備するとともに、より効果的な運営手法を検討します。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

市内認定こども園で、おおむね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	96人	91人	86人	81人	77人
確保策 (B)	96人	91人	86人	81人	77人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた支援ができるよう令和元(2019)年度現在、西脇こども園、どれみこども園、日野こども園の3カ所で、保育標準時間の11時間を超える延長保育事業を実施しています。市内認定こども園8園の実施している保育短時間の8時間を超える延長保育事業と共に引き続き実施していきます。

(3) 一時預かり事業・・・・・・・・

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。また、認定こども園幼稚園部の延長保育もこの事業の中で実施します。

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型（認定こども園幼稚園部の在園児を対象とした延長保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4,236人日	4,060人日	3,706人日	3,386人日	3,242人日
1号認定による利用	50人日	48人日	43人日	40人日	38人日
2号認定による利用	4,186人日	4,012人日	3,663人日	3,346人日	3,204人日
確保策（B）	4,236人日	4,060人日	3,706人日	3,386人日	3,242人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◎幼稚園型以外→一般型・余裕活用型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
確保策（B）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

家庭保育の子どもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり事業（一般型・余裕活用型）で預かりをしており、市内認定こども園8園で実施しています。

常時、受入れが可能な状況を目指していきます。

幼稚園型については、市内認定こども園全てにおいて、受入れ態勢が整っています。

(6) ファミリー・サポート・センター事業・・・・・・・・

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	350人	350人	350人	350人	350人
確保策(B)	350人	350人	350人	350人	350人
差引(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

子育て支援サービスからファミリー・サポート・センター事業に移行します。

引き続き、事業の周知に努め、支援が必要な家庭に対して、子育てしやすい環境づくりを行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	12,540人日	11,974人日	11,665人日	11,408人日	10,859人日
確保策(B)	12,540人日	11,974人日	11,665人日	11,408人日	10,859人日
か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
差引(B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

こどもプラザやサテライトを中心に、保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう、地域の子育てを支援します。

(8) 利用者支援事業・・・・・・・・

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 今後の方向性 】

子育て応援ステーション「はぴいく」やこどもプラザにおいて、保健師と子育てコンシェルジュが連携し、妊娠・出産・子育ての状況に応じて、きめ細やかにサポートします。

(9) 養育支援訪問事業・・・・・・・・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	79人	82人	78人	74人	71人
確保策	79人	82人	78人	74人	71人

【 今後の方向性 】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保健師、助産師等が、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	225人	232人	221人	210人	201人
確保策	225人	232人	221人	210人	201人

【 今後の方向性 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供につなげます。

(11) 妊婦健康診査事業・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

妊婦健康診査の助成を行い、妊娠に係る経済的な不安を軽減します。母体や胎児の健康確保を図るため、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

【 量の見込み】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	352人	363人	346人	329人	315人
健診回数（延べ）	2,700回	2,785回	2,654回	2,524回	2,416回

【 今後の方向性 】

母体や胎児の健康確保のため、各医療機関で妊婦健康診査を実施します。

11 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

- ・本計画は、家庭をはじめ、認定こども園や小中学校、地域、その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。
- ・この計画に含まれる分野は、様々な施策分野にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県との連携

- ・保健・医療・福祉、教育を始め、様々な制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

12 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・検証

- ・各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルにより、評価・検証を行っていきます。
- ・計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、西脇市子ども・子育て会議等において報告していきます。

(2) 計画の見直し・変更

- ・計画期間に計画の見直し・変更をしようとする場合は、子ども・子育て会議を開催し、委員の意見を聞きながら行います。

(3) 情報提供・周知

- ・広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知していきます。